

資産課税関係 誤りやすい事例
(株式等譲渡所得関係 平成 23 年分用)

**大阪国税局
資産課税課**

目次（株式等譲渡所得）

○ 共通・損益通算関係	1
○ 取得費・経費・税率関係	2
○ 上場・未公開の区分関係	4
○ 特例関係	5
・措法37条の10の2（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）関係	5
・措法37条の11の3（特定口座制度）関係	5
・措法37条の11の4（源泉徴収口座）関係	6
・措法37条の11の5（確定申告を要しない上場株式等の譲渡）関係	6
・措法37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）関係	7
・措法8条の4（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）関係	9

資産課税関係 誤りやすい事例（株式等譲渡所得関係）

共通・損益通算関係

[平成 23 年分用]

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【共通・損益通算・所得区分関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 株式に係る譲渡損失が発生したので、給与所得と損益通算した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、株式等に係る譲渡所得等の損失は、他の所得との損益通算をすることはできない（措法 37 の 10①）。 また、株式等に係る譲渡所得等以外の所得の損失を株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することもできない（措法 37 の 10⑥四）。 なお、株内通算はすることができる。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般口座の申告の際には、全ての取引の取引報告書を添付しなければならなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般口座の申告の際には、譲渡所得等の金額の計算明細書を添付すれば足り、原則として取得価額等を証する書類の提出は要しない（措令 25 の 8⑫、措規 18 の 9①）。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 所有していた株式の発行会社が倒産したため、取得価額の全額を譲渡損失として他の株式の譲渡益との損益通算して申告した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所有していた株式が倒産等で価値が無くなったとしても、譲渡したことにはならないので、譲渡損失とすることはできない。 ただし、特定口座で管理されている株式の会社が上場廃止後、倒産等をした場合で一定の要件を満たす場合には、譲渡による損失の金額とみなすこととされている（措法 37 の 10 の 2）。
<ul style="list-style-type: none"> ○ T O B（株式公開買付け）に応じて上場株式を譲渡した場合の所得区分を、全額について株式等に係る譲渡所得等とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合にみなし配当課税を行わないとする特例（旧措法 9 の 6）は平成 22 年 12 月 31 日をもって廃止されたので、平成 23 年以降は、その上場会社等の株式の譲渡の対価として交付を受ける金銭の額がその上場会社等の資本金等の額のうちその交付の基になった株式に対応する部分を超えるときにおけるその超える部分の金額については、自己の株式の取得の場合のみなし配当課税（所法 25①四）が行われる。
<ul style="list-style-type: none"> ○ ゼロクーポン債の売却による譲渡所得は公社債の譲渡につき非課税でありその損失は他の所得との通算はできないとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゼロクーポン債等特定の公社債等の譲渡については非課税とはならず、総合譲渡所得となるため、その損失については他の所得との損益通算ができる。

取得費・経費・税率関係

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【取得費関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取得費を先入先出法で計算した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取得費は、譲渡・雑所得に該当する場合は「総平均法に準ずる方法」、事業所得に該当する場合は「総平均法」により計算する（所令 118①）。 <p>※ 「総平均法に準ずる方法」とは、株式等をその種類及び銘柄の異なるごとに区分し、その種類等の同じものについて、その株式等を最初に取得した時（取得後において既にその株式等を譲渡している場合には、直前の譲渡の時）から、その譲渡の時までの期間を基礎として、1単位当たりの金額を総平均して計算する方法をいう。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 総平均法に準ずる方法により取得費を計算していたところ、1株当たりの取得価額に端数が生じたためこれを切り捨てた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総平均法に準ずる方法により計算された1単位当たりの金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる（措通 37 の 10-15）。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 取引報告書を無くしてしまい、取得価額が分からないので0円とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の方法によって算定した取得価額によることができる。 <ol style="list-style-type: none"> 1 取引報告書を保存していない場合で、過去 10 年間に証券業者で購入したものは、その証券業者で確認の上、取得価額を算定する。 2 取引報告書又は 1 の方法により確認できない場合で、日記帳、預金通帳などの本人の手控えにより取得価額が分かればそれによる。 3 2 によっても確認できない場合には、その上場株式等の名義書換時期を調べてその時の相場により取得価額を算定する。 <p>なお、譲渡価額の 5 %の方が有利な場合は、これを使用して差し支えない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 13 年 9 月 30 日以前から引き続き所有していた上場株式等を平成 23 年中に売却し、申告において、「平成 13 年 10 月 1 日における価額」の 80%に相当する金額を取得費として株式等の譲渡所得を計算した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上場株式等の取得費の特例は平成 22 年 12 月 31 日をもって廃止されたため、実際の取得費（上記、取引報告書をなくした場合の方法を含む。）を基に計算して申告する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 22 年分の上場株式等に係る譲渡所得の金額の算出に当たって、当初、実際の取得費（所得税法の規定）を基に計算し申告していた。その後、上場株式等の取得費の特例の適用要件を満たす上場株式等の譲渡であったことが判明し、そのみなし取得費で計算した方が有利であることが分かったが、実際の取得費で計算していることから、更正の請求はできないとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 22 年 12 月 31 日をもって廃止された措法 37 の 11 の取扱いによると、上場株式等に係る譲渡所得の金額の計算上、収入金額から控除する取得費は、納税者の選択により「上場株式等の平成 13 年 10 月 1 日における価額の 80%相当額」と「所得税法の規定（本則）によって計算した実際の取得費」のいずれかによることになる。この場合において、申告後に他の一方の金額で計算した方が有利となることが判明した場合には、当初の選択が確

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【経費関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 口座保管料は維持管理費用であり、譲渡に直接要した費用ということができないので、株式等に係る譲渡所得等の経費に算入しなかった。 <p>【税率関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未公開分の株式譲渡について、軽減税率（所得税7%、住民税3%）を適用した。 	<p>定申告を要件とするものでないことから、更正の請求によりその選択替えをすることができる。</p> <p>○ 譲渡所得に該当する場合は、口座保管料を経費することはできないが、事業・雑所得の場合、販売費・一般管理費の控除が認められているため、営利を目的として継続的に行われているものであれば、申告年分に係る口座保管料を経費とすることができます（所法37①）。</p> <p>※ 株式等に係る譲渡所得等の所得区分については次により取り扱って差し支えない（措通37の10-2）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 所有期間1年超の上場株式等及び非上場株式等の譲渡による所得は、譲渡所得とする。 ② 信用取引の方法による上場株式等の譲渡など所有期間1年以下の上場株式等の譲渡による所得は、事業所得又は雑所得とする。 <p>○ 未公開分の株式譲渡については、一般的の税率（所得税15%、住民税5%）が適用される（措法37の10）。</p> <p>※ 平成20年度改正において廃止された軽減税率の特例の適用期間が附則により延長されている。</p> <p>具体的には、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に一定の上場株式等の譲渡をした場合には、その税率を一律7%（他に個人住民税3%）の軽減税率とすることとされている。</p>

上場・未公開の区分関係

誤った取扱い	正しい取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ○ 上場株式の相対取引（金融商品取引業者を介さない取引）で生じた損益について、上場株式の取引であることから、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法 37 の 12 の 2）又は軽減税率（所得税 7 %、住民税 3 %）の特例（平成 20 年改正法附則 43）の適用が受けられたとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法 37 の 12 の 2）又は軽減税率（所得税 7 %、住民税 3 %）の特例（平成 20 年改正法附則 43）の適用があるのは、上場株式等を金融商品取引業者等への売委託により行う譲渡など、一定の譲渡に限られる（措法 37 の 12 の 2②、平成 20 年改正法附則 43②）。
<ul style="list-style-type: none"> ○ T O B（株式公開買付け）に応じて上場株式を譲渡したが、その取引が金融商品取引所外で行われたものであることから、上場株式等に係る損益通算及び繰越控除の特例や軽減税率の特例は適用できないとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ T O B に応じて上場株式等を譲渡した場合も、平成 20 年度改正前の措法 37 の 12 の 2②一に規定する金融商品取引業者への売委託による譲渡に該当することから、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例や軽減税率の特例の適用がある（23 年改正後 20 年改正法附則 43②、措法 37 の 12 の 2②）。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国の上場株式を外国の証券会社（日本で内閣総理大臣の登録を受けていない。）を通じて売買した際に生じた損失について、上場株式等を証券業者への売委託により売却しているため、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例又は軽減税率の特例の適用が受けられたとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融商品取引法第 29 条の内閣総理大臣の登録を受けていない金融商品取引業者は、措法 37 の 12 の 2②一に規定する金融商品取引業者に当たらず、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例又は軽減税率の特例の対象にはならない。

特例関係

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【措法 37 条の 10 の 2（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所有していた上場株式の発行法人が破産して価値が無くなってしまったが、株式の譲渡があつたわけではないので、他の株式の譲渡益との通算はできないとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の株式について破産手続開始決定などの一定の事実が生じたときは、一定の方法により計算された金額は株式を譲渡したことによる損失の金額とみなすことができる（措法 37 の 10 の 2）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 特定管理株式（「特定管理口座（※）」に上場株式に該当しないこととなった日以後引き続き保管の委託がされているもの） ② 特定保有株式（平成 21 年 1 月 4 日において特定管理株式であった株式で、同年 1 月 5 日に特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後その同一銘柄の株式を譲渡等していないことの一定の証明がされたもの） <p>※ 特定管理口座とは、上場株式に該当しないこととなつた株式について、特定口座からの移管により保管の委託がされることその他一定の要件を満たす口座をいう。</p> ○ 措法 37 の 10 の 2 の適用をしても控除しきれない損失は、翌年以降に繰越しできるとした。
<p>【措法 37 条の 11 の 3（特定口座制度）関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同一銘柄の株式を一般口座と特定口座で取引をした場合、両口座分を合わせて総平均法又は総平均法に準ずる方法により取得費の計算をしなければならないとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定口座内保管上場株式は、特定口座ごとに他の口座の所得と区分して、その特定口座に係る株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する（措法 37 の 11 の 3）。 <p>つまり、別の銘柄として取得価額を計算する。</p>

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【措法 37 の 11 の 4（源泉徴収口座）関係】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 源泉徴収口座で平成 23 年 12 月に譲渡契約を行い平成 24 年 1 月に決済を行ったものについて、契約ベースを選択し、平成 23 年分で申告した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式等の譲渡所得等においても、総収入金額の収入すべき時期については、原則として引渡しの日とし、納税者の選択により契約の日とするとできるとされている（措通 37 の 10-1）。 <p>しかし、源泉徴収口座の場合は、源泉徴収を適正に行うことが事実上不可能となるため、申告による契約ベースへ変更することはできない。</p>
<p>【措法 37 条の 11 の 5（確定申告を要しない上場株式等の譲渡）関係】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得の金額の計算に当たっては、源泉徴収選択口座での譲渡分も必ず含めて計算する必要があるとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定口座源泉徴収選択届出書を提出した個人のその提出に係る年分の所得税については、源泉徴収選択口座における所得の金額又は損失の金額を株式等に係る譲渡所得等の金額又は損失の金額から除外して、その年分の確定申告を行うことができるとされている（いわゆる申告不要制度）（措法 37 の 11 の 5①）。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 専業主婦の妻が源泉徴収選択口座で 50 万円の利益を出したため、配偶者控除の適用は受けられないとする申告を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申告不要を選択した源泉徴収選択口座における所得又は損失の金額は、所法 2 条①三十（寡婦）から三十四の三（老人扶養親族）の判定の際に用いられる「合計所得金額」及び所令 11 条（寡婦の範囲）②、11 条の 2（寡夫の範囲）②に規定する「その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」には含まれない。（措令 25 の 10 の 12①一）。 <p>したがって、妻が確定申告をしないのであれば、配偶者控除の適用を受けることができる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 源泉徴収選択口座が二つある場合において、源泉徴収選択口座内の所得を申告する場合は、二つとも申告する必要があるとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 源泉徴収選択口座を申告するかしないかは、口座ごとに選択することができる（措通 37 の 11 の 5-2）。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 源泉徴収選択口座の所得を申告せず、医療費控除のみの申告をしたが、源泉徴収口座を申告したほうが還付額が多いことが後から分かったため、更正の請求ができるとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当初申告において申告しなかった源泉徴収選択口座は、申告不要制度を適用したこととなり、その後の申告や更正の請求において、その口座における所得又は損失の金額を株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上算入することはできない（措通 37 の 11 の 5-4）。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 源泉徴収選択口座の所得を申告して、還付を受けたが、社会保険料の負担額が増えたので源泉徴収選択口座の所得を除外して修正申告書を提出した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 源泉徴収選択口座に係る損益を申告し、その後の更正の請求や修正申告書を提出する場合において、その口座における所得又は損失の金額を株式譲渡所得等の金額の計算上除外することはできない（措通 37 の 11 の 5-4）。

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【措法 37 条の 12 の 2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「整理ポスト」、「監理ポスト」内にある上場株式等を譲渡したが、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例（措法 37 の 12 の 2）は適用できないとした。 ○ 所得税の扶養控除の対象となる扶養親族に該当するかどうかなどを判定する際の「合計所得金額」を、前年からの上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用後の金額をもって判定した。 ○ 昨年に上場株式等を譲渡したことにより譲渡損失が発生したが、これを当初の確定申告書に記載せずに申告していた。本年は上場株式等の譲渡所得が黒字となつたが、昨年の申告書に譲渡損失を繰り越すとする記載がないので、その損失の金額を本年の株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできないとした。 ○ 甲は、平成 21 年分の上場株式の譲渡損失について翌年以降に繰り越すための申告を適正に行っていった。 しかし、平成 22 年分については、株式取引がなかつたため、医療費控除の申告のみを行つた。 平成 23 年分については、株式譲渡の年間取引が黒字となつた。 そこで、平成 21 年分の譲渡損失を控除するため、平成 22 年分について、申告し忘れた平成 21 年分からの繰越損失を計上する旨の「更正の請求」を行つた上で、平成 23 年分の申告において、この繰越損失を控除することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「整理ポスト」、「監理ポスト」に割り当てられた株式等は、まだ上場廃止となっていないので、措法 37 条の 12 の 2 の適用対象となる。 ○ 所得税の扶養控除の対象となる扶養親族に該当するかどうかなどを判定する際の「合計所得金額」は、前年からの上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額をもって判定する（措法 37 の 10⑥一）。 ○ 確定申告書に上場株式等に係る譲渡損失の金額に関する明細書の添付がない場合であっても、更正の請求（申告期限から 1 年以内）において当該譲渡損失の金額が明らかにされた場合には、確定申告書に当該上場株式等に係る譲渡損失の金額に関する明細書の添付があった場合と同様に取り扱うこととされている（措法 37 の 12 の 2-5）。したがつて、昨年の申告について更正の請求をした上で、本年分の申告において、昨年の損失の金額を株式等に係る譲渡所得等の計算上控除することができる。 ※ 源泉徴収選択口座については、申告不要を選択することができるため、当初申告において申告していない場合は、更正の請求は認められない。 ○ 平成 22 年分の申告書について、確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）なしで申告している以上、平成 22 年分の申告において平成 21 年から繰り越した損失を計上していないことは、通法 23①にいう「課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたこと」に該当せず、平成 22 年分の更正の請求には理由がないこととなる。 したがつて、結果として、平成 23 年分において平成 21 年分の譲渡損失を控除することはできない。

誤った取扱い	正しい取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当初の確定申告において上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告し、申告期限後になって当該譲渡損失の金額が過少であることに気がついたが、更正の請求はできないとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 課税標準等の計算が国税に関する法律の規定に従っていないなかったこと又は計算に誤りがあり、申告書に記載した純損失等の金額が過少であるときは、更正の請求をすることができ（通法 23①二）、この純損失等の金額には、上場株式等に係る譲渡損失の金額が含まれる（通法 26ハ①）、措法 37 の 12 の 2⑫）。 <p>※ 源泉徴収選択口座については、申告不要を選択することができるため、当初申告において申告していない口座については、更正の請求においてその所得又は損失の金額を譲渡所得金額の計算上算入することは認められない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年及び前々年に上場株式等に係る譲渡損失の金額があったが、確定申告をしていなかったので、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除は適用できないとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除を適用するためには、一定の書類を添付した確定申告書を連続して提出する必要がある。この確定申告書には期限後申告書が含まれるので、特例を適用した期限後申告書を提出すれば、特例の適用を受けることができる（所法 2 ①三十七、措法 2 ①十）。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年分の上場株式の取引で損失が発生した。これ以外に給与所得と上場株式等の配当所得があるので、上場株式等の配当所得について総合課税を選択の上、上場株式等に係る譲渡損失の金額と損益通算して申告した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 21 年分以後において、上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算することができるが、この損益通算の対象となる上場株式等に係る配当は、申告分離課税を選択したものに限られる（措法 37 の 12 の 2①）。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年分において、上場株式等に係る譲渡益、未公開株式に係る譲渡益、上場株式等の配当等に係る配当所得がそれぞれ生じている。これらの申告に当たり、繰越控除額を上場株式等に係る譲渡益から控除すべきであるとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 繰越控除額を控除する順序は、①上場株式等以外（未公開株式）に係る譲渡益、②上場株式等に係る譲渡益、③上場株式等に係る配当所得となる（平成 20 年改正措令附則 26①、措令 25 の 11 の 2⑧二）。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去 3 年の各年分に生じた上場株式等に係る繰越損失の金額があり、当年も上場株式等に係る譲渡損失が生じている場合、当年の上場株式等に係る配当所得からこれらの損失を差し引く順序は、納税者有利な一番古いものからであるとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 損益通算と繰越控除の両方がある場合、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税選択分）から損失を控除する順序は次とおりとなる（措法37の12の2⑥、措令25の11の2⑧）。 <ol style="list-style-type: none"> 1 本年分（損益通算） 2 本年の 3 年前分 3 本年の 2 年前分 4 本年の前年分

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>【措法 8 条の 4（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 源泉徴収口座の譲渡損失については申告したが、同口座の配当所得は申告しなかった。 ○ 源泉徴収口座への受入れを行っている配当について申告する場合は、申告分離課税しか選択できないとした。 ○ 平成 23 年分の上場株式等の配当等に係る配当所得について、申告分離課税を選択するとともに、配当控除を適用して申告した。 ○ 平成 23 年に、それぞれ上場会社である A 株式会社及び B 株式会社から受領した配当の確定申告を行うに当たり、A 株式会社に係る配当については総合課税を選択し、B 株式会社に係る配当については申告分離課税を選択することとした。 ○ 上場株式等の配当が年間 10 万円を超えた場合は、必ず確定申告をしなければならないとした。 ○ 源泉徴収口座への受入れを行っている配当について、3 銘柄について申告し、2 銘柄について申告不要を選択した。 ○ 投資信託の特別分配金を配当所得の収入金額に加算して計算した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 源泉徴収口座における上場株式等の売却による所得とその源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得のいずれかのみを申告することは可能だが、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得も併せて申告しなければならない（措法 37 の 11 の 6⑩）。 ○ 源泉徴収口座への受入れを行っている配当であっても、申告においては、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できる。 ○ 申告分離課税を適用した上場株式等の配当等に係る配当所得については、配当控除をすることはできない（措法 8 の 4①）。 ○ 上場株式等の配当等に係る配当所得を確定申告する場合には、その申告をする上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税か申告分離課税かを選択することになる（措法 8 の 4②）。 ○ 上場株式等の配当については、大口株主を除き、金額の多寡に問わらず申告不要を選択できる（措法 8 の 5①二）。 なお、非上場株式等の配当については、1 銘柄当たり年間 10 万円相当額以下の配当についてのみ申告不要ができる（措法 8 の 5①一）。 ○ 源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等を申告するかどうかの選択は、口座ごとに行う必要がある（1 回の売却ごとや 1 回の支払いごとの選択はできない。）（措法 37 の 11 の 6⑨）。 ○ 投資信託の特別分配金は非課税である（所法 9 十一、所令 27）。

※ ここに掲載している事例は、ポイントが分かりやすいよう要旨のみを記載しています。このため、個々の納税者が行う具体的な取引の課税関係は、その事実関係等に応じて、この事例（正しい取扱い）の内容と異なることがあるため注意が必要です。